

再発防止策の取りまとめを受けた中環審・食農審合同会合の  
今後のスケジュール案について（概要）

平成 28 年 6 月 2 日  
環境省リサイクル推進室

- < 2 月 2 4 日 > 中央環境審議会循環型社会部会（第 12 回）
- < 3 月 1 4 日 > 再発防止策の取りまとめ
- < 4 月～6 月 > 関係食品関連事業者団体へのヒアリング
- < 6 月 2 日 > 中央環境審議会循環型社会部会（第 13 回）
- < 夏 > 中環審食品リサイクル専門委員会・食農審食品リサイクル  
小委員会合同会合（全 2 回）  
（想定される議題）
- ・ 関係食品関連事業者団体へのヒアリング結果
  - ・ 判断基準省令改正に向けた答申案
  - ・ 食品関連事業者向けガイドライン案
  - ・ その他
- < 秋 > 中央環境審議会循環型社会部会（答申案了承）  
食料・農業・農村政策審議会食料産業部会（答申案了承）
- （判断基準省令案パブリックコメント）
- < 年内目途 > 判断基準省令改正  
ガイドラインの公表

別添 1

諮 問 第 4 3 5 号

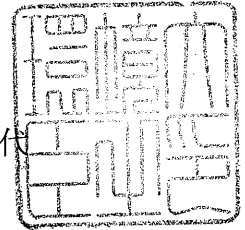
環廃企発第1604195号

平成 2 8 年 4 月 1 9 日

中央環境審議会

会長 浅野 直人 殿

環境大臣 大塚 珠代



食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項の改定について（諮問）

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）第7条第3項の規定に基づき、下記の事項について、貴審議会の意見を求める。

記

食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項の改定に関すること

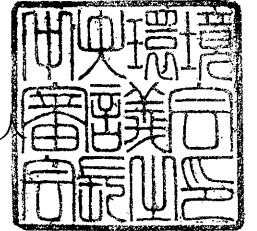


別添 2

中環審第909号  
平成28年4月19日

中央環境審議会 循環型社会部会  
部会長 酒井 伸一 殿

中央環境審議会  
会長 浅野 直人



食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項の改定について（付議）

平成28年4月19日付け諮問第435号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、循環型社会部会に付議する。

## (別添3)

(参照条文)

○食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年六月七日法律第百十六号）（抜粋）

(基本方針)

第三条 主務大臣は、食品循環資源の再生利用及び熱回収並びに食品廃棄物等の発生の抑制及び減量（以下「食品循環資源の再生利用等」という。）を総合的かつ計画的に推進するため、政令で定めるところにより、食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 食品循環資源の再生利用等の促進の基本的方向

二 食品循環資源の再生利用等を実施すべき量に関する目標

三 食品循環資源の再生利用等の促進のための措置に関する事項

四 環境の保全に資するものとしての食品循環資源の再生利用等の促進の意義に関する知識の普及に係る事項

五 その他食品循環資源の再生利用等の促進に関する重要事項

3・4 (略)

(食品関連事業者の判断の基準となるべき事項)

第七条 主務大臣は、食品循環資源の再生利用等を促進するため、主務省令で、第三条第二項第二号の目標を達成するために取り組むべき措置その他の措置に関し、食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定めるものとする。

2 前項に規定する判断の基準となるべき事項は、食品循環資源の再生利用等の状況、食品循環資源の再生利用等の促進に関する技術水準その他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。

3 主務大臣は、第一項に規定する判断の基準となるべき事項を定め、又はこれを改定しようとする。

するときは、食料・農業・農村政策審議会及び中央環境審議会の意見を聴かなければならない。

○食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律施行令（平成十三年四月二十五日政令第七十六号）（抜粋）

○中央環境審議会議事運営規則（抜粋）

（部会）

第四条 審議会に、次に掲げる九部会を置く。

一 （略）

二 循環型社会部会

三～九 （略）

2・3 （略）

（諮問の付議）

第五条 会長は、環境大臣又は関係大臣の諮問を適当な部会（前条第一項及び第三項に規定する部会をいう。以下同じ。）に付議することができる。